

■介護職員等特定処遇改善加算とは

介護職員の処遇改善については、介護職員処遇改善加算の拡充も含め、これまで数次にわたり取り組みがなされてきましたが、介護人材確保のための取り組みをより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら更なる処遇改善を進めるため、令和元年10月の消費税引き上げに伴う介護報酬改定において、「介護職員等処遇改善加算」が創設されました。

■介護職員等特定処遇改善加算を取得するためには

加算を取得するためには、下記の要件を満たしている必要があります。

- ・ 現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること。
- ・ 職場環境要件について、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分で、それぞれ1つ以上取り組んでいること。
- ・ 処遇改善の取り組みの「見える化」を行っていること。

■職場環境要件について

職員の教育訓練のための制度、研修その他資質向上に向けた取り組みの実施状況は下記のとおりです。

	職場環境要件項目	左記要件に該当する当法人の取り組み
資質の向上	◇働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）	◆働きながら介護福祉士を目指す職員には、介護職員初任者研修や介護福祉士実務者研修を実施して資格取得を支援しています。 ◆本部（教育担当）による階層別研修や介護福祉士受験対策講座、指導看護師が中心に行う喀痰吸引実地研修等、研修受講支援を行っています。
労働環境・処遇の改善	◇子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備 ◇ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善	◆仕事と子育てとの両立を目指す職員のために、法定では満3歳まで取得可能な育児短時間勤務を小学校就学前まで取得できるようにしています。 ◆心身のリフレッシュ、余暇の充実のため、年次有給休暇とは別に、誕生日休暇（有給休暇）を設けています。
その他	◇非正規職員から正規職員への転換	◆非正規職員から正規職員への転換を奨励しています。